

25年12月。以下「専門委員会報告書」という。)においては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき児童の考え方について国として例示を示すべきとされている。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方を明らかにするものである。

(2) 検討経緯及び他の制度における状況

放課後児童健全育成事業の優先利用については、(1)のとおり、専門委員会において検討が行われ、専門委員会報告書において、具体的な対象者について例示している。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第28条(第31条の8において準用する場合を含む。)において、従来の市町村に対する母子家庭及び父子家庭(以下「ひとり親家庭」という。)の児童の保育所の入所選考の際における特別な配慮義務に加えて、放課後児童健全育成事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う場合の特別の配慮義務が規定され、平成26年10月1日より施行されている。

さらに、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)第2の7において、保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的な考え方が示されている。

(3) 優先利用の基本的考え方及び対象として考えられる事項

放課後児童クラブを利用できなかった児童(以下「待機児童」という。)の発生状況に加え、事前に予測される事案や個別事案ごとの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて受入れの優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みが考えられる。

その際、優先的な受入れが実際に行われるよう、地域における受入体制を確認し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施していることが必要となる。

これらを踏まえ、優先利用の対象として考えられる事項について例示をすると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される児童・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることに御留意いただきたい。

① ひとり親家庭

※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく配慮義務がある。

- ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤ 児童が障害を有する場合
- ⑥ 低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- ⑦ 保護者が育児休業を終了した場合

（例）

- ・ 育児休業取得前に放課後児童クラブを利用しており、利用を再度希望する場合
 - ・ 育児休業取得前に放課後児童健全育成事業の類似の事業（児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施しない類似の事業）を利用しており、放課後児童クラブの利用を希望する場合
 - ・ 育児休業を取得しており、復帰する場合
- ⑧ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ⑨ その他市町村が定める事由
- ※ このほか、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮すること
も考えられる。
 - ※ また、市町村の判断により、人材確保・育成や就業継続による全体へのメリット
等の観点から、放課後児童支援員等の子どもの利用に当たって配慮すること
も考えられる。
 - ※ 併せて、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮すること
も考えられる。

2 放課後児童健全育成事業に関する情報収集及び利用手続等について

（1）子育て支援事業に関する市町村の情報収集規定について

子ども・子育て支援新制度では、市町村は、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を記載した事業計画を定め、提供体制を計画的に確保することが求められており、市町村は、放課後児童健全育成事業等の実施状況や利用状況を把握することが必要となっている。

このため、整備法による改正後の児童福祉法第 21 条の 11 において、市町村が行うこととして、従来から規定されている子育て支援事業に関する必要な情報の提供に加え、情報の収集についても明記され、また、その実効性を担保するため、子育て支援事業を行う者の協力についても併せて規定された。これにより、放課後児童健全育成事業を含む子育て支援事業について、市町村は、必要な情報の収集を行い、情報の集約が求められることとなったところである。